

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第2号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(犯則取締等手当)</p> <p>第11条の6 条例第9条の6第1項に規定する「人事委員会が定める者」とは、総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部又は東京事務所に勤務する職員（広域振興局経営企画部又は県税部に勤務する職員にあつては、条例第21条第2項本文に規定する職員に限る。）とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第26条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第19条の2第2項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、勤務1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 条例第19条の2第1項第4号の業務 <u>2,700円</u>（人事委員会が別に定めるものにあつては、5,100円）</p> <p>(4) [略]</p> <p>5 [略]</p> | <p>(犯則取締等手当)</p> <p>第11条の6 条例第9条の6第1項に規定する「人事委員会が定める者」とは、総務部税務課、広域振興局経営企画部若しくは県税部、<u>県税センター</u>又は東京事務所に勤務する職員（広域振興局経営企画部若しくは県税部又は<u>県税センター</u>に勤務する職員にあつては、条例第21条第2項本文に規定する職員に限る。）とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第26条の2 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 条例第19条の2第2項に規定する手当の額及び給与等条例第25条第2項の規定により県立学校職員の例によることとされている手当の額は、勤務1日につき、次に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 条例第19条の2第1項第4号の業務 <u>3,900円</u>（人事委員会が別に定めるものにあつては、5,100円）</p> <p>(4) [略]</p> <p>5 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則第26条の2第4項第3号の規定は、この規則の施行の日以後に従事する業務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前に従事した業務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。